

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令 新旧対照条文
 ○毒物及び劇物指定令(昭和四十年政令第二号) (抄)

(傍線部分は改正部分)

| 改正後 | 現行 |
|--|---|
| <p>(劇物)</p> <p>第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。</p> <p>一 三十の四 (略)</p> <p>三十の五 (略)</p> <p>三十の六 三塩化アルミニウム及びこれを含有する製剤</p> <p>三十の七 (略)</p> <p>三十一 三十一の三 (略)</p> <p>三十二 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>(95)(1) (94) (略)</p> <p>(96) 四―(ニ・ニ―ジシアノエテン――イール)フエニル―二 ・四・五―トリクロロペンゼン――スルホナート及びこれを含有する製剤</p> <p>(97) (略)</p> | <p>(劇物)</p> <p>第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。</p> <p>一 三十の四 (略)</p> <p>三十の五 サリノマイシン、その塩類及びこれらのいずれかを含む製剤。ただし、サリノマイシンとして1%以下を含有するものを除く。</p> <p>(新設)</p> <p>三十の六 三塩化チタン及びこれを含有する製剤</p> <p>三十一 三十一の三 (略)</p> <p>三十二 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>(95)(1) (94) (略)</p> <p>(E)―〔(四R)―四―(ニ・四―ジクロロフエニル)―・三―ジチオラン―ニ―イリデン〕―(H―イミダゾ―ル―イール)アセトニトリル及びこれを含有する製剤</p> <p>(新設)</p> <p>(96) ジシアンジアミド及びこれを含有する製剤</p> |

(98) (略)

三十三〜三十八の三 (略)

三十九 (略)

三十九の二 シクロヘキサ―四―エン―一・二―ジカルボン酸無

水物及びこれを含むもの製剤

四十 (略)

四十の二〜四十二 (略)

四十二の二 (略)

四十二の三 ジデシル (ジメチル) アンモニウムクロリド及び

これを含むもの製剤。ただし、ジデシル (ジメチル) アンモニ

ウムクロリド〇・四%以下を含むものを除く。

四十三 (略)

四十三の二〜五十 (略)

五十の二 (略)

五十の三 二― (ジメチルアミノ) エタノール及びこれを含むもの

製剤。ただし、二― (ジメチルアミノ) エタノール三・一%

以下を含むものを除く。

五十の四 二― (ジメチルアミノ) エチルジメタクリレート及び

これを含むもの製剤。ただし、二― (ジメチルアミノ) エチル

ジメタクリレート六・四%以下を含むものを除く。

五十の五〜五十の八 (略)

(97) (略)

三十三〜三十八の三 (略)

三十九 しきみの実

(新設)

四十 シクロヘキシミドを含むもの製剤。ただし、シクロヘキシ

ミド〇・二%以下を含むものを除く。

四十の二〜四十二 (略)

四十二の二 ジシクロヘキシルアミン及びこれを含むもの製剤。

ただし、ジシクロヘキシルアミン四%以下を含むものを除

く。

(新設)

四十三 二・四―ジニトロ―六―シクロヘキシルフェノールを

含むもの製剤。ただし、二・四―ジニトロ―六―シクロヘキシル

フェノール〇・五%以下を含むものを除く。

四十三の二〜五十 (略)

五十の二 二・三―ジプロポパン―一―オール及びこれを含

有する製剤

(新設)

五十の三 二― (ジメチルアミノ) エチルジメタクリレート及び

これを含むもの製剤

五十の四〜五十の七 (略)

五十一〜六十八 (略)

六十八の二 (略)

六十八の三 水酸化リチウム一水和物及びこれを含有する製剤。
ただし、水酸化リチウム一水和物〇・三%以下を含有するものを除く。

六十九〜七十四の二 (略)

七十四の三 (略)

七十四の四 トリクロロ(フェニル)シラン及びこれを含有する製剤

七十四の五 (略)

七十四の六・七十四の七 (略)

七十五〜九十一 (略)

九十一の二 (略)

九十一の三 ヘキササン酸及びこれを含有する製剤。ただし、ヘキササン酸一%以下を含有するものを除く。

九十一の四 (略)

九十二 (略)

九十二の二 ヘプタン酸及びこれを含有する製剤。ただし、ヘプタン酸一%以下を含有するものを除く。

九十三 (略)

九十四 (略)

五十一〜六十八 (略)

六十八の二 水酸化リチウム及びこれを含有する製剤

六十八の三 水酸化リチウム一水和物及びこれを含有する製剤

六十九〜七十四の二 (略)

七十四の三 トリクロロシラン及びこれを含有する製剤

(新設)

七十四の四 一・二・三トリクロロプロパン及びこれを含有する製剤

七十四の五・七十四の六 (略)

七十五〜九十一 (略)

九十一の二 ヘキサメチレンジイソシアナート及びこれを含有する製剤

(新設)

九十一の三 ヘキササン一・六ジアミン及びこれを含有する製剤

九十二 ベタナフトールを含有する製剤。ただし、ベタナフトール一%以下を含有するものを除く。

(新設)

九十三 一・四・五・六・七ペンタクロル三a・四・七・七a-テトラヒドロ-四・七-(八・八-ジクロルメタン)-イソデン(別名ヘプタクロール)を含有する製剤

九十四 (略)

九十五 (略)

九十五の二 ペンタン酸及びこれを含有する製剤。ただし、ペンタン酸一％以下を含有するものを除く。

九十六 (略)

九十六の二～百十 (略)

2 (略)

九十五 ペンタクロルフエノール塩類及びこれを含有する製剤。ただし、ペンタクロルフエノールとして一％以下を含有するものを除く。

(新設)

九十六 硼^{ほう}弗^{ふつ}化水素酸及びその塩類

九十六の二～百十 (略)

2 (略)